

## 公 告

藤枝市個人情報保護法施行条例(令和4年藤枝市条例第30号)第8条の規定により、令和5年度の各実施機関における公文書の開示の実施状況を次のとおり公示する。

令和6年4月1日

藤枝市長 北村 正平

- 1 開示請求の状況  
48件
- 2 実施機関別開示の請求等の処理状況

実 施 機 関 名	請 求 の 件 数	請 求 に 対 す る 処 理 状 況 ( 文 書 数 )						適 要
		全 部 開 示	部 分 開 示	非 開 示	文 書 不 存 在	請 求 の 取 下 げ	開 示 率 (%)	対 象 公 文 書
市 長	42	67	3	—	8	—	100	78
教 育 委 員 会	5	9	4	—	6	—	100	19
農 業 委 員 会	1	—	1	—	—	—	100	1
合 計	48	76	8	—	14	—	100	98

- 備考
- ・件数は、提出された請求書の受付件数（1通1件）である。
  - ・1件の申請で、複数の文書の開示請求がされることがあるため、件数と文書数は一致しない。
  - ・選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会については、請求がなかったので省略する。
  - ・開示率は、（全部開示＋部分開示）÷（全部開示＋部分開示＋非開示）で算出する。